

いじめの対応について

令和8年4月 上尾市教育委員会指導課

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為です。本資料は、学校が行う「いじめの対応」について、学校と家庭が連携して取り組んでいくことを御理解いただくことを目的に作成しました。保護者の皆様には、ぜひ、お子様と一緒に読みいただき、ご家庭で話し合う機会としてご活用いただけますと幸いです。

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年施行）

児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

このように、現行の法律においては、いじめにあたるか否かは、

いじめられた児童生徒の立場に立って判断 するものとされています。



この定義に基づきいじめを認知した際、学校では、次のように対応しております。

被害児童生徒への支援

- 丁寧な聴き取りを行い、心情に寄り添いながら心のケアに努めます。
- その際、保護者の皆様へも事案の内容を連絡し学校と家庭それぞれでの様子や気になる点を共有し、継続して見守りと支援を行います。

加害児童生徒への指導

- 明らかになったいじめ行為を直ちにやめさせるとともに、「いじめは許されない行為」であることを理解できるよう、毅然とした姿勢で指導を行います。
- 併せて、背景にある困難や悩みを踏まえ、継続的な支援と指導を実施します。

2 いじめの現状

大人が気付きにくい、いじめ

隠れた手口

ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上のSNSやメール等、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりする事例があります。

被害者の心理

「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

「仲間はずれ、無視、陰口」を

被害

された経験がある・・・9割

加害

した経験がある・・・9割

いじめ追跡調査 2016-2018（2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より）

児童生徒にとって**いじめ**は、被害・加害ともに、**身近な問題**です

上尾市立小・中学校では、「いじめは必ず起こりうるもの」という認識のもと、

「いじめ見逃し0（ゼロ）」の姿勢で、ささいな兆候にも積極的に認知し、対応します。

3 いじめを受けた、いじめにつながる情報を見聞きした際は

「『いじめ』のことを相談したら、
もっといじめられるかも…」

「心配されたくない」 「仕返しが怖い」



上尾市立小・中学校の約束

必ずあなたを守ります。

- 相談してくれたあなたの思いを大切にします。
- 解決する方法を先生方みんなで考えます。

学校では、相談を受けた担任や顧問等を含めた**「複数の教員が組織されたチーム」**で情報を共有し、対応します。



4 いじめに対する対応

- 学校は、「いじめに係る相談」等を受けたら、速やかに、いじめの有無を確認するための調査を行います。
- 学校は、明らかになった調査の結果について、被害・加害児童生徒双方の保護者に連絡します。
- 学校は、調査の結果、いじめの事実を確認したら、いじめをやめさせるとともに、再発を防止するため、被害児童生徒、保護者を支援します。併せて、加害児童生徒へ指導を行い、その保護者へ助言を行います。
- 学校は、いじめ事案の状況に応じて、警察等の関係機関と連携して対処します。

5 保護者の皆様へ

「いじめ対応」の目的は、「いじめ行為をやめさせ、被害児童生徒をいじめから守り、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすること」です。

また、対応にあたっては「加害児童生徒を罰すること」を目的とするのではなく、「全ての児童生徒が互いに尊重し合える関係」を築けるよう、教育的観点から指導を行うことも重視しています。

そのため、学校では、まず、被害児童生徒の安全確保や心理的ケア等の支援に**最優先**で取り組みます。併せて、加害児童生徒についても、背景にある困難や悩みを受け止め、よりよい行動がとれるよう、継続的に指導・支援を行っていきます。

児童生徒にとって身近な問題である「いじめの対応」を効果的に進めるためには、学校と家庭が連携し、相互理解に基づいて協力することが大変重要です。

保護者の皆様には、引き続きご理解・ご協力をいただけますよう、お願いいたします。

○心配な点等がございましたら、学校にご相談ください。

○上尾市教育センターでも、市内児童生徒および保護者からのいじめに関する相談を受け付けています。

「子ども・いじめホットライン」 電話 0120-556-290(フリーダイヤル)

「子ども・いじめホットメール」 電子メール 556soudan@city.ageo.lg.jp

<相談時間> 月から金まで(祝祭日を除く) 10時00分から17時00分まで